

他都市における企業の地域貢献等の取組

1 緑地形成に向けた取組

(1) 緑積、緑視率の確保

緑被率に代表される面的な評価とともに、緑の容積を示す「緑積」と目に見える範囲の緑の状態を示す「緑視率」を企業に求め、緩和後における質の高い緑の形成を促進する（周辺環境に配慮して整備された緑地を、従前の面積算定に加えて、市独自ルールに基づき加算して算定する事例もある）。

【和歌山市】

- 緑地は工場敷地周辺部に配置し、高木等を植樹するよう努める。
- 高、中、低木を適切に配置し、緑のボリュームを向上する。
- 多層緑化による緑量の増加を図る。
- 建物の出入り口等に花壇やプランターの設置に努める。
- 建築物や既存コンクリート塀等の緑化に努める。

(2) 樹林地の確保

芝や地被植物と高木・低木で構成する樹林地では緑地としての地域環境への貢献度では大きな差が生じるため、樹林地の整備を促進する。

【稲沢市】

- 緑地面積の1/2以上を樹林地として整備するよう努める。
- 樹林地全体で1㎡当たり高木を0.05本以上及び低木を4本以上整備するよう努める。
(高木：樹高3m以上、中木：樹高1.5m以上、低木：樹高0.3m以上)

(3) 緑地整備を優先

環境施設の新設より緑地の設置を優先する。

【小牧市】

- 環境施設の整備に当たり、緑地以外の環境施設の整備は最小限とし、緑地の整備を優先するよう努めること。

(4) 配植計画の策定

隣接する住宅や農地等の土地利用状況を勘案するとともに、生物の多様性にも配慮し地域に在来種として生息する樹種を指定して、配植計画を作成させる。

【稲沢市】

- 落葉樹の場合、強風等により周辺に落ち葉等が散乱することがあるため、配置場所や風向き等を考慮させている。

2 周辺の生活環境との調和を図るための取組

(1) 太陽光発電施設等の設置

二酸化炭素の発生及び吸収という側面に着目し、再生可能エネルギーである太陽光発電施設

等の設置や省エネ設備の導入により二酸化炭素の発生量を抑制する。

【尼崎市】

- 太陽光発電設備を設置する場合は、設置面積の1/2を緑地面積として算入する。

【高砂市】

- CO₂削減量を杉の木の本数に換算、10m間隔で植樹したと想定し算出した面積を緑化面積に算入する。

杉の木（50年生、直径26cm、高さ22m）1年間に吸収するCO₂の量13.9kg/m²・年

(2) 広場の設置

周辺地域への貢献という観点から、市民が憩える広場の設置を促進する。

【高砂市】

- 単なる広場ではなく、休息や散歩、簡単な運動、集会等に供することができ、明確に区画されたオープンスペースで、公園的に整備されているもの。

(3) 雨水流出抑制対策

雨水が短時間に集中して水路や河川に流れないように、雨水浸透施設や雨水調整池の整備等の対策を求める。

(4) 環境や緑化にかかる寄付制度

環境や緑化活動に対する寄付制度を創設し、地域における環境活動や緑化活動に活用する。

【尼崎市】

- 企業が緑化基金や環境基金へ寄付することにより緑地面積に参入する（137,500円/m²）。ただし、整備を必要とする緑地の1/2以内。

(5) 環境配慮計画書の提出

市準則の適用を受けようとする企業は、環境活動事業計画書を市へ提出させ、企業に環境活動保全に寄与する取組を促す。

【蒲郡市】

- 環境保全に寄与する取組を実施するよう努めなければならない（市準則条例第5条）。

【小牧市】

- ガイドラインに定める緑地等の整備計画や維持管理計画に加え、地域貢献活動等に対する事業計画書の提出を求める。